

平成 28 年度
犬山国際交流協会通常総会



日時：平成 28 年 5 月 21 日（土） 午前 10 時

場所：犬山国際観光センター「フロイデ」多目的研修室

犬 山 国 際 交 流 協 会

INUYAMA INTERNATIONAL ASSOCIATION

平成28年度犬山国際交流協会通常総会次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 来賓挨拶
4. 総会成立宣言
5. 議長選出
6. 議事録署名人選出
7. 議事
 - (1) 報告第1号 平成27年度犬山国際交流協会事業報告について
 - (2) 認定第1号 平成27年度犬山国際交流協会収支決算書について
 - (3) 報告第2号 平成27年度犬山国際交流協会監査報告について
 - (4) 議案第1号 犬山国際交流協会役員を選任について
 - (5) 議案第2号 平成28年度犬山国際交流協会事業計画（案）について
 - (6) 議案第3号 平成28年度犬山国際交流協会予算（案）について
8. その他
9. 閉会

会議事業に関すること

・通常総会 平成28年5月16日(土)

・理事会

各種事業の実施計画の審議、実施結果の評価及び反省点の明確化を図った。
これにより、各種事業内容の改善を図るようにした。

第1回 平成27年4月22日(水)	第7回 平成27年10月7日(水)
第2回 平成27年5月11日(月)	第8回 平成27年11月4日(水)
第3回 平成27年6月3日(水)	第9回 平成27年12月1日(火)
第4回 平成27年7月2日(木)	第10回 平成28年2月1日(月)
第5回 平成27年8月4日(火)	第11回 平成28年3月16日(水)
第6回 平成27年9月3日(木)	

計11回

受託事業に関すること

□ 国際交流推進事業

国際交流を進めるために、個人や団体の活動を支える事業を実施した。

・日本語教室の開設

1) 日本語教室

開催日時:今年度ほぼ毎週日曜日 午前10時～午前11時45分

開催日数:全47回 クラス数:4クラス(※1月より入室希望者多数により1クラス増設)
延876名参加(昨年562名)

開催場所:犬山国際観光センター(フロイデ)2,3階、IIAプラザ

・ボランティア活動支援

1) ボランティア保険の加入: 活動助成:11グループ、:11グループ(233名)

実施期間:平成27年4月1日～平成28年3月31日

2) 活動の広報・受付

○「犬山グッドウィルガイド」支援活動:英語講演会(10月)、英語で犬山城(11月)、
「英会話サロン」(4,8月) 犬山市広報掲載、申込受付

○「台所からの国際交流」支援活動:料理講習(7月、9月、10月、3月)
施設減免手続き補助、犬山市広報掲載、申込受付

・多言語情報誌発行业

在住外国人の生活に必要な情報を多国語(82号よりベトナム語追加し、7言語)に翻訳し、発行配布する事業を実施した。82号より、取りまとめ幹事役をボランティアより事務局が引き継ぎ実施。

言語)日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、ベトナム語(全7言語)
ニュースレター発行、翻訳

発行月:6月(80号夏号)、9月(81号秋号)、12月(82号冬号)、3月(83号春号)

翻訳スタッフ:33名

・国際交流員企画事業

ジャクリーン・シュピーザ 国際交流員(犬山市地域活動推進課)による企画のもとに、ドイツ語座等を開講した。

- ・ドイツ語講座開講 2講座 各全10回(1/12~3/22) 受講者数:全26名
- ・国際交流合唱団(フロイデまつり)実施 全7回(10/25~12/13) 参加者数:全69名
- ・ドイツクリスマス体験コーナー(フロイデまつり)実施
- ・子ども未来園、小学校訪問用備品購入事務 等

・多文化共生推進員企画事業

大島ヴィルジニア・ユミ 多文化共生推進員(犬山市地域活動推進課)による企画のもとに、多国籍料理事業等を開催した。

・多国籍料理事業

平成27年11月22日(日) フロイデまつり出展・販売の打ち合わせ(7名:ペルー)

平成27年12月12日(土) キノア料理づくり(5名)

平成27年12月13日(日) フロイデまつりで実践 多国籍料理コーナーで自慢の1品提供(10名:ペルー8名、ブラジル1名、フィリピン1名)

- ・多文化共生に関する書籍の購入事務 等

・国際貢献事業

<エコキャップ運動の実施>

・平成27年度回収合計 エコキャップ:519,870個 1,209Kg ワクチン604.5人分

・小牧市 誉高校生生徒さんのボランティアによる選別作業 3回 延べ17名

・平成27年9月30日をもって「エコキャップ(ペットボトルキャップ)回収」を終了

■回収期間 平成23年4月~平成27年9月30日(4年6か月間)

■回収場所 市役所本庁舎受付、犬山国際観光センター、池野・城東・羽黒・楽田各出張所

■ペットボトルキャップ 1,624,949個 ■ポリオワクチン換算 1,889人分相当

<書き損じハガキ収集運動の実施>

・平成27年度合計 48,335円(現金換算)

・平成27年度その他寄付 46,393円(内、不用品バンク INUYAMAより32,050円)

・総合計 91,728円 ダルニー奨学金 タイ中学生(3年間) 2人分相当

□ コミュニティ通訳者養成業務

外国人市民が、市役所窓口や保育園、小中学校等行政機関へ来られたときに通訳者を派遣するため、通訳者を養成する講座を開催、試験を実施した。

〈コミュニティ通訳養成講座 1回～5回〉

第1回：平成27年7月5日(日) (1)在住外国人の状況 (2)コミュニティ通訳の心得・倫理

第2回：平成27年7月26日(日) 通訳行為の言語学

第3回：平成27年8月30日(日) 行政の窓口業務

(税務課/収納課/防災安全課/長寿社会課/福祉課/地域活動推進課/学校教育課)

第4回：平成27年9月6日(日) 行政の窓口業務(健康推進課/保険年金/子ども未来課)

第5回：平成27年9月12日(土) 分野別文書の翻訳

受講者総数 25名(ポルトガル語8名、英語2名、中国語4名、スペイン語8名、タガログ語3名)

〈講座後の認定試験〉

平成27年9月27日(日) 受験者:21名

8名を通訳者として認定(英語2名、中国語2名、ポルトガル語2名、スペイン語2名)

□ コミュニティ通訳者派遣運営支援業務

コミュニティ通訳者養成講座で養成した通訳者を市役所窓口や保育園、小中学校等行政機関に派遣した。

登録コミュニティ通訳者数 42名

(英語7名、中国語10名、ポルトガル語10名、スペイン語9名、タガログ語6名)

派遣人数 延35名

□ 犬山市各種申請書等翻訳事業

外国人市民のために、市役所窓口や保育園、小中学校等行政機関で使用している各種申請書や文書などを翻訳した。主な翻訳文書等「保育園入園申請書」「子育てアンケート」「ごみの分別の仕方」

□ フロイデまつり

「暮らしの中の国際交流～五感で楽しもう世界のおとなりさん～」をテーマに第20回フロイデまつりを開催した。20年という節目の年として、日本文化の発信を充実して行う。体験型、参加型の出展者、出演者を募り開催。市民、在住外国、相互の親睦と融和を図る事業を実施した。配付チラシ(1,500枚)、ポスター(30枚)には、賛助会員を支援団体として掲載。

開催日:平成27年12月13日(日) 参加団体:約70団体 参加人数:約1,000名

ボランティア打合せ 計4回(10/4、10/27、11/27、1/13) ボランティア16名参加

設営・片付け 計6回(11/30、12/4、12/11、12/12、12/13、12/14) ボランティア参加多数

□ 世界の TEA・TIME

すべてのブースを本場の方の主催で開催し、本場のお茶お菓子を味わいながら、文化・習慣を紹介した。多くの外国人ボランティアスタッフの参加により、多文化共生の役割を少なからず担うことができた。

開催日:平成28年2月21日(日)

日本のお点前体験、生け花体験、和菓子作り体験、中国、フィリピン、トルコ、米国、ブラジル、ペルー 全9ブース 参加人数:約210名 参加ボランティア数:20名(内、外国人17名)

□ 青少年交流育成事業

市内中学生を海外派遣し、ホームステイや現地学校の授業への参加等、交流体験を通して、国際感覚豊かな人材育成を図るための派遣事業を実施した。

・ドイツ連邦共和国へ派遣

開催日:平成 27 年 10 月 9 日(金)～ 17 日(土)8 泊 9 日
 訪問先:ドイツ連邦共和国(友好都市ザンクト・ゴアルスハウゼン市、ハレ市)
 参加人数:市内中学生 4 名
 帰国後派遣報告(各校、フロイデまつり、H28 年度犬山国際交流協会通常総会)

自主事業に関すること

□ 語学講座開催事業(前期・後期 各 10～15 回)

外国語講座を開催し、国際交流のための基礎力アップを図る事業を実施した。年間受講者数:529 名

講座コース	講座回数	年間受講者数	1講座受講者数
英会話講座(基礎・初級・中級・上級)	半期 10 講座	265 名	13 名
ポルトガル語(入門・初級)	半期 1 講座	9 名	4 名
スペイン語(初級・中級)	半期 2 講座	39 名	9 名
韓国語(基礎・初級・中級・上級)	半期 4 講座	123 名	15 名
中国語(入門・初級)	半期 3 講座	34 名	5 名
ドイツ語(基礎・初級・中級・上級)	半期 4 講座	59 名	7 名

□ 特別事業

国際交流事業を推進するための「協会主催事業」として、人材育成及び国際的支援にかかわる事業を実施した。

・美術館講座(古川秀昭先生と味わう美術館の魅力)

開催日:平成 27 年 8 月 4 日(火) 午前 10 時 30 分～午後 4 時 30 分

場所等:名古屋ボストン美術館 ダブル・インパクト「明治ニッポンの美」 22 名参加

・ドイツワイン講座

開催日:平成 27 年 11 月 8 日(日) 正午～午後 2 時

場所等:フロイデ 多目的研修室 30 名参加

ソムリエの入山泰之氏を招き、「ワインを通しての日独交流」を紹介頂き、試飲等を実施した。

・杉原千畝記念館見学会

場所:杉原千畝記念館・人道の丘公園

第 1 回 開催日:平成 27 年 10 月 2 日(金) 午前 9 時～午後 3 時 25 名参加

第 2 回 開催日:平成 27 年 12 月 1 日(火) 午前 9 時～午後 3 時 25 名参加

※第 2 回目は会員優先募集を実施。全参加者の内、先行受付 会員 6 名

□ 20 周年特別事業

・ロバート キャンベル氏講演会

開催日:平成 27 年 5 月 16 日(土) 午後 2 時～午後 3 時 30 分

場所等:フロイデ 4 階フロイデホール 128 名参加

テーマ:日本語が、いつまで「外国語」と言えるのか?

～私があえて日本語の中で生きる経験から感じたことについて～

日本文学研究者・東京大学大学院教授、ロバート キャンベル氏を講師にお迎えし、日本語で過ごした長い年月を振り返り、「母語」のアイデンティティの核心である英語と、外国語である「日本語」を通して、人々との絆の中で感じられたことを言語学者として講演頂いた。

・ハレ市中高生受入れ事業

協会 20 周年を記念し、ドイツ・ハレ市のフランケ財団ラティーナ校より生徒 1 名、副校長を招待し、ホームステイや城東中学校での授業への参加等、日本での交流体験を行った。

※当初、生徒 2 名の予定が、体調不良のため 1 名当日キャンセルとなった。

開催日:平成28年2月18日(木)～24日(水) 6泊7日

訪問先:有楽苑、犬山城、犬山城下町、陶芸体験(尾張桃山陶芸教室)、白川郷、城東中学校等

2月20日(土)「雪の白川郷への旅」バスツアー 行先:白川郷 31名参加

2月23日(火)「交流会兼お別れ会」開催 フロイデ多目的研修室 41名参加

・手嶋龍一氏講演会

開催日:平成28年3月27日(日) 午後2時15分～午後3時45分

場所等:フロイデ4階フロイデホール 159名参加、参加ボランティア数12名

テーマ:動乱の世紀を読み解く～杉原千畝に学ぶインテリジェンス～

9・11同時多発テロ事件ではNHKワシントン支局長として11日間にわたる昼夜連続中継放送を担い、その後は外交ジャーナリスト・作家としてご活躍の手嶋龍一氏を講師にお迎えし、杉原千畝の実像に光をあてて世界観を講演頂いた。

□ 広報事業

いぬやま広報掲載日	掲 載 内 容
平成27年 4月1日号	前期語学講座
平成27年 5月1日号	ロバート キャンベル氏講演会
平成27年 6月15日号	台所からの国際交流、青少年海外派遣事業参加者募集
平成27年 7月1日号	美術館講座
平成27年 8月1日号	IIAニュース(20周年挨拶、通常総会報告、講演報告、会員募集)
平成27年 8月15日号	後期語学講座、ネパール地震救済募金の報告とお礼
平成27年 9月1日号	杉原知畝記念館見学、エコキャップ回収終了のお知らせ
平成27年 9月15日号	フロイデまつり出展者・出演者募集
平成27年10月1日号	ドイツワイン講座、英語講演会(IGG)、台所からの国際交流
平成27年10月15日号	フロイデ合唱団団員募集
平成27年11月1日号	杉原知畝記念見学、英語でお城見学(IGG)
平成27年12月1日号	第20回フロイデまつり案内、ジャクリン・シュピータードイツ語講座、エコキャップ回収終了報告、不用品バンク INUYAMA バザー(フロイデまつり)、翻訳ボランティア募集
平成28年 2月1日号	世界のTEA TIME
平成28年 3月1日号	手嶋龍一氏講演会、台所からの国際交流

その他広報

- ・愛知県国際交流協会ニュースレター 平成27年7月号「犬山国際交流協会20周年」
- ・愛・地球博ボランティアセンター会報 平成27年12月号「第20回フロイデまつり」
- ・尾北ホームニュース
 - 平成27年12月「フロイデまつり案内」
 - 平成28年2月「世界のTEA TIME案内」
 - 平成28年3月「手嶋龍一氏講演会案内」
- ・CCNet(ケーブルテレビ取材) 平成27年11月8日「ドイツワイン講座」
平成28年2月21日「世界のTEA TIME」
- ・中日新聞 平成27年12月12日掲載「国際交流の場20年目に フロイデまつり」
平成27年12月15日掲載「フロイデまつり」
平成28年1月19日掲載「創立以来20年 海外派遣等支援 高木会長」
平成28年2月20日掲載「ドイツ高校生受入れ」
平成28年2月23日掲載「世界のTEA TIME」

・協会ホームページ更新

協会のホームページで各事業の案内を行った。

□ 補助支援事業

地域住民の国際交流活動の活性化を図るために、犬山国際交流振興助成金を交付した。

- 平成 27 年 8 月 20 日(木)～8 月 24 日(月) 8 名参加
第 30 回台湾草屯童子軍交流事業(ボーイ・ガールスカウト犬山連絡協議会と台湾童子軍との国際交流事業)に対して、ボーイ・ガールスカウト犬山連絡協議会に助成金を交付した。
- 平成 27 年 9 月 7 日(月) 13 名参加
姉妹都市デービス、訪米文化交流事業実施に対して、デービス友好交流協会FODへ助成金を交付した。
- 平成 27 年 10 月 18 日(日) 一般参加者 33 名
市民に向け国際交流理解および外国語に親しむ機会の提供を趣旨とする、英語講演会実施に対して、犬山グッドウィルガイドへ助成金を交付した。
- JICA助成事業
青年海外協力隊員1名に対して助成金を交付した。
実施期間:平成 27 年 10 月～平成 29 年 10 月
派遣国:パプアニューギニア 職種:栄養士

□ その他

後援名義申請許可書発行

- 犬山市襄陽市友好協会(11/3 開催)
- 犬山グッドウィルガイド(10/18 開催)
- 犬山タスポニー協会(H28 年 9/4 開催)
- 一般社団法人言語交流研究所 ヒップファミリークラブ(H28 年 7/9 開催)
- 犬山踊芸祭実行委員会(H28 年 6/4 開催)

所属 ボランティアグループの主な事業

各ボランティアグループから提供された活動実績は以下のとおりで、IIA活動全体の発展に重要な役割を担った。

□ ワールドフレンズ * 会員数 5 名

- 毎月例会開催
- フロイデまつり(12/13)に関わる運営サポート
- 設営・片付け
のぼり旗設営、エントランス看板設営、装飾品準備、机・イスの運搬、撤去等

□ 犬山ニュースレター * 会員数 33 名

- ニュースレター発行

80 号、81 号、82 号、83 号 計 4 回発行した。

在住外国人の生活に必要な情報を多国語(82 号よりベトナム語追加し、7 言語)に翻訳し、発行配布した。(82 号より、取りまとめ幹事役をボランティアより事務局が引き継ぎ実施)

言語:日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、ベトナム語(全 7 言語)

発行月:6 月(80 号夏号)、9 月(81 号秋号)、12 月(82 号冬号)、3 月(83 号春号)

翻訳スタッフ:33 名

- 犬山グッドウィルガイドと共催で英会話サロンを開催(前・後期各 10 回) 参加者 20 名

□ B.ブリッジズ * 会員数 300 名

・犬山交流の旅

平成 27 年 4 月 1 日～4 月 9 日 場所:犬山・京都 NY から 66 名、ホストファミリー59 家族参加

・犬山交流の旅ホストファミリー交流会&第1回NY交流の旅説明会 犬山市役所 100名参加

・NY 交流の旅参加者説明会 犬山市役所 60 名参加

・NY 交流の旅参加者最終説明会 犬山市役所 60 名参加

□ 姉妹都市 Davis 友好交流協会 FOD(Friends Of Davis) * 会員数 44 名

・理事会開催 5 月 24 日、8 月 2 日、10 月 25 日 どんでん館 計 3 回開催

・役員会 1 月 9 日

・デービス市民来犬交流会 5 月 11 日～12 日 犬山・小牧 16 名

・デービス訪問者説明会 6 月 21 日 12 名

・デービス市民来犬交流会 6 月 25 日 犬山 7 名

・デービス文化交流団壮行会 8 月 16 日 犬山市福祉会館 26 名

・姉妹都市交流事業「デービス和太鼓集団のコラボ、南中ソーラン」 9 月 7 日

デービス市セントラルパーク 交流団 13 名、和太鼓集団 5 名、デービス市民約 200 名

・デービスゲスト歓迎会 2 月 14 日 犬山市福祉会館 36 名

□ 犬山日本語教室 * 会員数 12 名

1) 日本語教室

開催日時:今年度ほぼ毎週日曜日 午前 10 時～午前 11 時 45 分

開催日数:全47回 クラス数:4(※1月より入室希望者多数により1クラス増設) 延 876 名参加

開催場所:犬山国際観光センター(フロイデ)2, 3 階、IIA プラザ

学習者国別:中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ブラジル等

個人授業

開催日時:月3回木曜日(H27.4～12月) 午後 7 時～午後 9 時

開催日数: 26 回 個人授業 1 名

開催場所:犬山国際観光センター(フロイデ)IIA プラザ

2) 研修会等

・「事故、犯罪にあわない為の講習」 9/13 フロイデ 17 名参加 講師:犬山警察署 警察官
内容:犯罪全般、災害、自転車の乗り方について

・「生活者としての外国人日本語教室」 1/17～31 全 3 回 フロイデ、楽田ふれあいセンター
延べ 40 名参加 ※1/31:NPO法人シェイクハンズと合同開催

・「もちつき大会」 1/10 犬山里山学センター 13 名参加

NPO法人犬山里山学研究所主催

・「フロイデまつり」 12/13 24 名 ベトナム歌「Viet Nam Que Huong Toi」日本歌「ふるさと」合唱

・「交流会」 3/27 36 名 ○×クイズ、皆で歌おう

・「にほんごいぬやま」 通年 ボランティア 6 名 学習者向け日本文化イベント等情報チラシ発行
隔月発行 30 部程

・「ロバート・キャンベル氏講演会」 5/16 ボランティア 4 名

・「手嶋龍一氏講演会」 3/27 ボランティア 9 名

□ 台所からの国際交流 * 会員数 6 名

・平成 27 年 7 月 14 日(土) ラウラ・ヨーネン国際交流員を講師にドイツバーベキュー
楽田ふれあいセンター 25 名参加

・平成 27 年 9 月 12 日(火) ボランティア自主練習 南部公民館 6 名参加

- ・平成 27 年 10 月 17 日(土) 武慧星さんを講師に中国料理 南部公民館 20 名参加
- ・平成 28 年 3 月 18 日(金) ジャクリーン・シュピーザ国際交流員を講師にドイツ料理とイースターの話 南部公民館 14 名参加

□ HPクラブ * 会員数 27 名

- ・初心者に対してパソコン操作指導(IIA会員のみ)
(毎週火曜日午後 1 時～午後 3 時 IIAプラザ 延 193 名)
- ・フロイデまつり(12/13) 名前シール作成コーナー、着物・甲冑試着写真プリントコーナー実施
- ・台所からの国際交流ちらし作成 11 案 (3/18 開催分)

□ IKひろば * 会員数 15 名

- ・5 月 22 日(土) 第 8 回総会開催 ・年 8 回 運営委員会開催
- ・フロイデまつり(12/13) 展示販売(韓国紹介) ・韓国料理を作り食べよう(1/16)
- ・ひろば通信の発行(5 回) ・韓国ソウル観光 9 名参加 等

□ フロイデ応援団 * 会員数 17 名

- ・フロイデまつり(12/13)に関わる運営サポート
- ・設営・片付け 計 6 回 (11/30、12/4、12/11、12/12、12/13、12/14)
のぼり旗設営、ポスター貼り、エントランス看板設営、装飾品準備、机・イスの運搬、撤去等
- ・前夜祭(12/12)食事等の手配

□ 国際理解・協力 * 会員数 16 名

- ・フロイデまつり(12/13)に関わる運営サポート ・お餅 500 人分準備

□ 犬山グッドウィルガイド * 会員数 44 名

1) ボランティアガイド

世界 64 か国から 1,250 人の外国人の方に犬山城・史料館等へご案内

- ・待機ガイド 通年 犬山城 ゲスト:1,113 名、会員:309 名
- ・要請ガイド 通年 犬山城・ミュージアム等 要請:32 件 ゲスト:606 名 会員:98 名

※名古屋・東京の大学への留学生オリエンテーションや国際会議参加者対象のエクスカージョンで、日本文化・歴史の紹介ができた。

※集計の都合上、H27 年 1 月～12 月の実績を以って、年度実績と代えている。

2) 一般市民向け「国際交流理解」に関する活動

- ・「英語講演会」開催 10 月 18 日(日) フロイデ 47 名参加(内、来賓4名、スタッフ 10 名)
英語による講演会。講師:マクガイア氏(アメリカ ミネソタ州出身、名古屋芸術大学教授)
テーマ:「二都物語～ノースフィールド&犬山」
- ・「英語でお城を見学しよう」開催 11 月 8 日(日) 犬山城
一般 20 名、会員 10 名(内、説明 3 名、研修 7 名)参加
- ・「英会話サロン」開催 犬山ニュースレターと共催 (前・後期各 10 回) 20 名参加

3) 研修、その他

- ・「犬山城勉強会」6/6 福社会館 16 名参加 講師:白水先生(白帝文庫主任学芸員)
- ・「郡上八幡研修会」11/28 郡上八幡城、郡上八幡街並
ガイド:郡上八幡観光協会メンバー(英語で案内) 19 名参加
- ・「入会希望者へのガイダンス」通年都度 犬山城 希望者 21 名(入会者 16 名、対応約 40 名)
- ・「フロイデまつり協力」10/30～11/14 フロイデ 20 名参加
当日の英語、中国語の館内放送、設営準備、片付け
- ・「新年懇親会」1/23 ローレライ 23 名参加

認定第1号

平成27年度 犬山国際交流協会 収支決算書

収入 総額 16,515,711 円

支出 総額 16,229,093 円

次年度繰越額 286,618 円

収入の部

(単位:円)

科 目	予算額	補正額	補正後予算額	収入済額	増 減	内 訳
1. 会費	1,300,000		1,300,000	1,199,000	△ 101,000	会費 個人367口×2,000 734,000 家族15口×4,000 60,000 賛助会員(法人等) 81口×5,000 405,000
2. 補助金	4,295,000		4,295,000	4,295,000	0	市からの補助金 4,295,000
3. 委託金	4,325,000	98,000	4,423,000	4,423,140	140	国際交流推進事業 1,025,000 国際観光センター自主事業 998,460 (フロイ'まつり、世界のTEA TIME) 青少年交流育成事業 1,399,680 コミュニティ通訳者養成業務 330,000 コミュニティ通訳者派遣運営支 援業務 170,000 犬山市各種申請書等翻訳事業 500,000
4. 諸収入	3,001,000	499,000	3,500,000	3,577,406	77,406	語学講座受講料 2,973,700 預金利子 565 20周年特別事業参加費 413,700 その他収入 189,441
5. 20周年特別 積立金繰入金	2,000,000	500,000	2,500,000	2,500,000	0	20周年記念特別積立金より 2,500,000
6. 繰越金	521,000		521,000	521,165	165	前年度からの繰越金 521,165
合 計	15,442,000	1,097,000	16,539,000	16,515,711	△ 23,289	

支出の部							(単位:円)	
科 目	予算額	補正額	補正後予算額	支出済額	増 減	内 訳		
1. 会議費	310,000		310,000	284,670	25,330	総会 (会議室使用料、資料作成、郵送料等)	256,550	
						理事会 (会議室使用料)	28,120	
						運営委員会	0	
2. 受託事業費	4,325,000	△ 515,000	3,810,000	3,807,751	2,249	国際交流推進事業 (多言語情報誌発行、日本語教室、など)	1,032,785	
						国際観光センター自主事業 (プロイ'まつり、世界のTEA TIME)	1,069,405	
						青少年交流育成事業	1,059,159	
						コミュニティ通訳育成事業	326,402	
						コミュニティ通訳者派遣運営支援事業	83,500	
						犬山市各種申請書等翻訳事業	236,500	
3. 自主事業費	6,437,000	△ 37,000	6,400,000	6,216,936	183,064	補助支援事業	134,480	
						語学講座開設事業	3,669,537	
						広報事業	27,621	
						特別事業 (美術館講座、杉原知敏記念館見学会、ワイン講座)	280,453	
						20周年特別事業 (ロバートキャンベル氏講演会、ハレ市中高生受入れ事業、手嶋龍一氏講演会)	2,104,845	
4. 事務費	4,320,000	980,000	5,300,000	5,225,617	74,383	人件費	4,888,112	
						旅費	1,380	
						需用費	197,124	
						役務費	50,200	
						備品購入費	55,409	
						負担金	33,392	
5. 予備費	50,000	△ 26,000	24,000	0	24,000			
6. 返還金	0	695,000	695,000	694,119	881	犬山市へ委託料残金返却分	694,119	
合 計	15,442,000	1,097,000	16,539,000	16,229,093	309,907			

財産目録調書

平成28年3月31日現在

1. 預金

三菱東京UFJ銀行 犬山支店(普通預金) 945,067円
(521,165円)

愛知北農業協同組合 犬山支店(普通預金) 0円
(0円)

2. 在住外国人支援基金

三菱東京UFJ銀行 犬山支店(普通預金) 869,664円
(864,598円)

3. 犬山国際交流協会周年記念事業特別積立金

三菱東京UFJ銀行 犬山支店(普通預金) 501,254円
(3,000,765円)

※(カッコ内)の数字は前年度

平成27年度 在住外国人支援基金 収支報告書

収入の部 (単位:円)

項目	金額	備考
前年度繰入	864,598	
貸付金返金	5,000	貸付人数1人 貸付残高50,000円
利息	66	
合計	869,664	

支出の部 (単位:円)

項目	金額	備考
貸付金	0	生活支援金貸付
合計	0	

(単位:円)

差引き収支	869,664	
-------	---------	--

平成27年度 犬山国際交流協会周年記念事業特別積立金 収支報告書

収入の部 (単位:円)

項目	金額	備考
前年度積立金	3,000,765	
利息	489	
合計	3,001,254	

支出の部 (単位:円)

項目	金額	備考
20周年記念事業	2,500,000	
合計	2,500,000	

(単位:円)

差引き収支	501,254	
-------	---------	--

会計監査報告

犬山国際交流協会会則第15条第4項の規定に基づき、平成27年度犬山国際交流協会収支決算及び関係証拠書類の監査を平成28年5月2日に行った結果、いずれも適正にして正確に処理されていることを認めます。

平成28年5月2日

犬山国際交流協会

監事 米澤 邦弘

監事 大鹿 俊雄

(印影省略)

平成 28 年度 犬山国際交流協会役員(案)

【役員】

役 職	氏 名	
理 事		会長
理 事		副会長
理 事		副会長
理 事		
理 事		
理 事		
理 事		
監 事		
監 事		

【顧問】

役 職	氏 名	
顧 問	山田 拓郎	犬山市長
顧 問	原 欣伸	愛知県議会議員
顧 問	林 進	前会長

議案第2号

平成 28 年度 予定事業 (予定は変更する場合があります)

日程	事業	場所
平成 28 年 4 月 28 日～8 月 18 日	前期語学講座 (自)	犬山国際観光センター 「フロイデ」
平成 28 年 5 月 21 日 (土)	通常総会、懇親会 (自)	犬山国際観光センター 「フロイデ」2 階多目的研修室
平成 28 年 6 月 28 日 (火)	美術館講座 (自) 生誕 130 年記念 藤田嗣治展 - 東と西を結ぶ絵画 -	名古屋市美術館
平成 28 年 調整中	コミュニティ通訳者 スキルアップ講座 【受】	犬山市役所
平成 28 年 秋頃調整中	講演会 (自)	犬山国際観光センター 「フロイデ」4 階ホール
平成 28 年 10 月 9 日～2 月 3 日	後期語学講座 (自)	犬山国際観光センター 「フロイデ」
平成 28 年 10 月 19 日～10 月 27 日	青少年海外派遣 【受】 (市内在住中学生ドイツ派遣)	ドイツ連邦共和国ハレ市及び ザンクト・ゴアルスハウゼン市
平成 28 年 10 月 23 日 (日)	外国人医療相談会 【受】	犬山国際観光センター 「フロイデ」研修室
平成 28 年 11 月 20 日 (日)	ドイツワイン講座 (自)	犬山国際観光センター 「フロイデ」2 階多目的研修室
平成 28 年 12 月 11 日 (日)	第 21 回フロイデまつり 【受】	犬山国際観光センター 「フロイデ」全館
平成 29 年 2 月 19 日 (日)	第 8 回世界の TEA TIME 【受】	犬山国際観光センター 「フロイデ」4 階ホール

■日本語教室開催 平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月 毎週日曜日 【受】

■多言語情報誌発行 年 4 回 春・夏・秋・冬号 【受】
(日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、カボグ語)

■国際交流員企画事業 【受】
・ドイツ語講座開講
・国際交流合唱団(フロイデまつり)実施
・ドイツクリスマス体験コーナー(フロイデまつり)実施 等

■多文化共生推進員企画事業 【受】
・多国籍料理事業(フロイデまつり)
・多文化共生広報事業 等

■国際貢献事業 書き損じハガキ収集事業 通年 【受】

■コミュニティ通訳育成事業 通年 【受】

■犬山市各種申請書等翻訳事業 通年 【受】

■補助支援事業 通年 (自)

所属 ボランティアグループ予定事業

各ボランティアグループ予定事業

□ **ワールドフレンズ** * 会員数 5 名

- ・例会(毎月第 2 水曜、フロイデ、午前 11 時～開催)
- ・フロイデまつり(12/11)に関わる運営サポート

□ **犬山ニュースレター** * 会員数 32 名

- ・ニュースレター発行

84 号、85 号、86 号、87 号 計 4 回発行予定。

在住外国人の生活に必要な情報を多国語(7 言語)に翻訳し、発行・配付。

言語:日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、ベトナム語(全 7 言語)

発行月:6 月(84 号夏号)、9 月(85 号秋号)、12 月(86 号冬号)、3 月(87 号春号)

翻訳スタッフ:32 名

- ・犬山グッドウィルガイドと共催で英会話サロンを開催(前・後期各 10 回)

□ **B.ブリッジズ** * 会員数 300 名

- ・2016NY 交流の旅

平成 28 年 4 月 28 日～5 月 6 日 ニューヨーク 31 名

ザバーリアン高校生宅にてホームステイ。ザバーリアン校にて書道、折り紙、そろばんを教える。

NY 観光:メトロポリタン美術館、自由の女神、エリス島、9.11 メモリアル、ブロードウェイミュージカル(アラジン)の鑑賞等

□ **姉妹都市 Davis 友好交流協会 FOD(Friends Of Davis)** * 会員数 44 名

- ・デービス交流事業、姉妹都市締結 15 周年「花は咲く」9 月 デービス市内 2 ヲ所 200～300 名
日本語、英語訳の歌詞による「花は咲く」合唱、現地和太鼓集団「若松太鼓団」創作太鼓演奏による東日本大震災復興を願うコラボレーションによる交流。
- ・姉妹都市 15 周年記念 FOD-FOI 合同祝賀行事 2 月 犬山市内
デービスから 5～6 名のゲストを招き、姉妹都市交流促進に関するセミナー開催
- ・デービス市民のおもてなし 通年 城下町の案内(FOD 会員によるガイド)、歓迎会開催

□ **犬山日本語教室** * 会員数 13 名

1) 日本語教室

開催日時:原則毎週日曜日 午前 10 時～午前 11 時 45 分

開催日数:全 46 回程度 クラス数:4(レベルに応じて日本語指導)

開催場所:犬山国際観光センター(フロイデ)2, 3 階、IIA プラザ

2) 研修会等

- ・「生活日本語の一環による応急手当講習会」8/7 犬山消防署 約 40 名
消防署職員による応急手当講習会、救急処置、AED 使用法等
- ・「交流会」3 月
- ・「にほんごいぬやま」通年 ボランティア 6 名 学習者向け日本文化イベント等情報チラシ発行
隔月発行 40 部程
- ・「ボランティア向け勉強会」日時未定 ボランティア 12 名程

- 台所からの国際交流 * 会員数 6 名
 - ・年に 3~4 回程度 料理講習と海外の食文化の勉強会開催

- HPクラブ * 会員数 27 名
 - ・初心者に対してパソコン操作指導(対象:IIA会員)
(毎週火曜日午後 1 時~午後 3 時 IIA プラザ 年間 50 回程度)
 - ・要請に応じチラシ・ポスターの作成
 - ・老人ホーム等慰問はがき作成
 - ・フロイデまつり参加

- IKひろば * 会員数 15 名
 - ・定例運営委員会等 開催 ・会員の交流
 - ・韓国訪問 ・韓国の食文化を学び交流する会 ・韓国ゆかりの地日帰り旅行
 - ・フロイデまつり等 IIA 行事への参加
 - ・第 10 回総会と記念行事

- フロイデ応援団 * 会員数 17 名
 - ・地域の垣根を越えて、会員、市民、在住外国人相互の親睦と融和を図るフロイデまつりの開催等

- 国際理解・協力 * 会員数 16 名
 - ・フロイデまつりに関わる運営サポート 等

- 犬山グッドウィルガイド * 会員数 47 名
 - 1) ボランティアガイド
 - ・待機ガイド 通年 犬山城 ゲスト:1,100 名、会員:300 名
 - ・要請ガイド 通年 犬山城・有楽苑・街並等 要請:35 件 ゲスト:600 名 会 100 名
※集計の都合上、H28 年 1 月~12 月を年間計画とする。
 - 2) 一般市民向け「国際交流理解」に関する活動
 - ・「英語講演会」開催(IIA 後援) 9 月 フロイデ 60 名参加(内、スタッフ 10 名)
犬山又は周辺地域の外国人講師による英語講演会。市民に英語と触れる機会を提供する。
 - ・「英語でお城を見学しよう」開催(IIA 後援) 10 月 犬山城 一般 20 名(内、会員 5 名)
メンバーの相互研鑽を兼ね、市民に英語での犬山城見学を見て頂く。
 - ・「英会話サロン」開催 犬山ニュースレター共催 (前・後期各 10 回) 20 名
英語による自由な会話を通し、英語に慣れ親しむ機会を提供する。
 - 3) 研修、その他
 - ・「勉強会」 6/7 月 15 名
日頃のガイド活動に関連する事柄・場所等について専門家より学ぶ。
 - ・「研修会旅行」 11 月 18 名
会員相互の親睦を兼ねた研修旅行。現地ガイドの案内により見学し、知識を深めると共にガイドの仕方を学ぶ。
 - ・「新人研修」 通年都度 犬山城
入会希望者へ資料とガイドデモンストレーションにより活動内容説明。
入会后動向研修。(数回)
 - ・「ガイドブック作成」 通年 5~10 名
現在使用中のガイドテキストの改訂。候補)「犬山城」ガイドテキスト、グルメマップ

平成28年度 犬山国際交流協会 予算書(案)

収入の部

(単位:千円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	内 訳	
1. 会費	1,200	1,300	△ 100	会費 個人 1口 2,000円 家族 1口 4,000円 賛助会員(法人等) 1口 5,000円	
2. 市からの補助金	4,324	4,295	29	運営補助金	4,324
3. 市からの委託金	4,678	4,325	353	国際交流推進事業	1,044
				国際観光センター自主事業	998
				青少年交流育成事業	1,399
				コミュニティ通訳育成事業	577
				犬山市各種申請書等翻訳事業	660
4. 諸収入	3,200	3,001	199	語学講座受講料	2,974
				預金利子	1
				その他収入	225
5. 特別積立金繰入金	0	2,000	△ 2,000	前年度は協会20周年として特別繰入	
6. 繰越金	286	521	△ 235		
合 計	13,688	15,442	△ 1,754		

支出の部					(単位:千円)
科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	内 訳	
1. 会議費	290	310	△ 20	総会	260
				理事会	30
2. 受託事業費	4,678	4,325	353	国際交流推進事業	1,044
				国際観光センター自主事業	998
				青少年交流育成事業	1,399
				コミュニティ通訳育成事業	577
				犬山市各種申請書等翻訳事業	660
3. 自主事業費	4,366	6,437	△ 2,071	補助支援事業	180
				語学講座開設事業	3,400
				広報事業	30
				特別事業	756
4. 事務費	4,285	4,320	△ 35	人件費	4,000
				旅費	20
				需用費	90
				役務費	50
				備品購入費	90
				負担金	35
5. 予備費	69	50	19		
合 計	13,688	15,442	△ 1,754		

犬山国際交流協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、犬山国際交流協会（INUYAMA INTERNATIONAL ASSOCIATION「IIA」と称す。）という。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を愛知県犬山市松本町4丁目21番地に位置する犬山国際観光センター「フロイデ」内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、犬山市における多文化共生と国際理解の推進に資する事業活動を推進するとともに、犬山市内外の国際交流を担うボランティア団体と連携し、組織的な国際交流活動を展開することを目的とする。

(事業活動の種類)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

- (1) 国際交流を推進する活動
- (2) 国際理解を深める活動
- (3) 多文化共生を図る活動
- (4) 情報発信と広報の推進を図る活動

(事業)

第5条 この協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犬山市受託事業 日本語教室開催、青少年交流育成事業、ニュースレター発行、国際交流員企画事業、多文化共生推進員企画事業など
- (2) 自主事業 ホームステイ支援事業、語学講座開催、人材育成講座開催、情報誌発行など
- (3) 所属ボランティア組織による活動
- (4) 連携団体との共同活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この協会の目的に賛同して入会した個人（家族会員を含む。）
- (2) 賛助会員 この協会の事業に賛助する法人等

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、次に掲げる年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員（個人） 2,000円
- (2) 正会員（家族会員） 4,000円
- (3) 賛助会員（法人等） 5,000円以上随意の金額

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この協会が定める会則、規程等に違反したとき。
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、会長の提案を受け、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの協会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この協会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この協会の経理及び財産状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この協会の業務、経理若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は犬山市所轄部局に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認める場合には、総会を招集を請求すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの協会の経理若しくは財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、通常総会までの2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を割り込んだときは、遅滞なくこれを補充し

なければならない。

(解任)

第18条 役員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。

2 役員が職務を執行するために特別な経費を要した場合は、それを弁償することができる。

(顧問)

第20条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会の推薦によりこれを委嘱する。
- 3 顧問は、協会の業務に関して特に重要と認める事項について、理事会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第21条 この協会に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免し、雇用契約を交わすとともに、別に定める待遇、服務規程等に従わなければならない。

第5章 総会

(種別)

第22条 この協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動費予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動費決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 正会員は、各々1個の表決権を有する。ただし正会員のうち家族会員及び賛助会員については家族で1個の表決権とする。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、会長、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 会長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この協会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する法律(平成10年法律第7号。以下「法」という。)に定める資産条項に準ずるものとする。

(資産の管理)

第42条 この協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この協会の会計は、特定非営利活動に係る法第27条各号に掲げる原則に準じて行い、公益性を遵守する。

(会計の区分)

第44条 この協会の会計は、通常会計と特別会計(基金を含む)で構成する。

(事業計画及び活動費予算)

第45条 この協会の事業計画及びこれに伴う活動費予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じ、重要な変更を行う事態が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会開催が困難な場合には、会長の責任のもとで、理事会の決議をもって総会の議決に代えることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この協会の事業報告書、活動費計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、募金活動、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第52条 この協会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この協会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能

2 前項第1号の事由によりこの協会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、犬山市所轄部局の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この協会が解散したときに残存する財産は、犬山市に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この協会の公告は、この協会の掲示場に掲示するとともに、犬山市広報に掲載して行う。

第10章 雑則

(雑則)

第57条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成24年7月7日から施行する

附 則

この会則は、平成25年6月15日から施行する。

犬山国際交流協会会員案内

犬山国際交流協会は会員の皆様の会費によって、国際交流・多文化共生の推進、国際支援など様々な事業を行っております。

犬山国際交流協会とは・・・

国際交流の推進組織として、市民の国際化への関心と理解を促進し、平等互恵の精神に基づき諸外国との教育・文化・スポーツ・産業等の親善交流、国際支援・協力を図るとともに、魅力ある国際観光文化都市の創造と国際平和に寄与することを目的としており、協会所属のボランティアグループは、その目的において活動を行っています。

又、語学講座、多言語情報誌の発行、青少年海外派遣事業など、様々な事業を行っています。

年会費

個人会員	1口	2,000円
家族会員	1口	4,000円
賛助会員（法人等）	1口	5,000円

※1口以上でお願い致します。

※家族会員は代表者をご登録されたご家族が会員となります。

※賛助会員にご登録頂くと、協会を支援して頂いている団体として会員名をホームページやチラシなどに掲載させていただきます。（辞退される場合はご連絡下さい）

会員になっていただく・・・

<個人会員・家族会員>

- ・協会開催の語学講座に、会員価格で受講できます。
- ・開催するイベントに優先予約や、会員価格で参加することができます。

<賛助会員（法人等）>

- ・協会を支援して頂いている団体として会員名をホームページやチラシなどに掲載させていただきます。（辞退される場合はご連絡下さい）

申込み・問合せ先：犬山国際交流協会事務局

（月～金の午前9時～午後5時まで、土日祝を除く）

〒484-0086 犬山市松本町四丁目 21 番地 犬山国際観光センター内

TEL：0568-61-1000 FAX：0568-63-0156

E-mail：jia@grace.ocn.ne.jp URL：<http://iiea.info>

平成 28 年度 犬山国際交流協会役員(案)

【役員】

役 職	氏 名	備考
理 事	高 木 幸 代	留任
理 事	日比野 勝	留任
理 事	井 戸 則 夫	留任
理 事	岩 田 紗 絵	留任
理 事	亀 井 明	留任
理 事	棚 瀬 尚 子	留任
理 事	祖父江 泰 浩	新任
監 事	山 澄 俊 明	新任
監 事	堀 場 秀 樹	新任